

正装及び記章・標章類に関する教育規程の改正

第9章 制服及び旗

平成27年1月公布 4月1日施行

移行期間：平成27年4月1日～平成30年8月31日

第9章 制服及び旗

現行規程

区分	本則	施行細則	条文
制服	9-1※		制服の原則
	9-2※		制服の着用
		9-2-1	制服及び記章、標章の着用
	9-3		(削除)音楽隊等
	9-4※		制服の頒布
正装	9-5		ビーバースカウトの正装
		9-5-1	ビーバースカウトの記章
	9-6		カブスカウトの正装
		9-6-1	カブスカウトの記章
		9-6-2	進歩・進級記章
	9-7		ボーイスカウトの正装
		9-7-2	進歩・進級記章
	9-8		ベンチャースカウトの正装
		9-8-1	ベンチャースカウトの記章
		9-8-2	進歩・進級記章
		9-8-3	スカウト顕彰の記章
	9-9		ローバースカウトの正装
		9-9-1	ローバースカウトの記章
	9-10		指導者の正装
		9-10-1	指導者の記章
	9-11		女性指導者の正装
		9-11-1	指導者の記章
	9-12		礼装
	9-13		ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ
記章及び標章	9-14※		記章及び標章の原則
		9-14-1	標章
	9-15※		記章及び標章の着用
	9-16※		記章及び標章の頒布
	9-17		装着
	9-18		記念章及び参加章
	9-19		年功章
	9-20		世界スカウト記章
	9-21		外国スカウト記章及び表彰
	9-22		派遣員章
A	9-23		音楽隊等の服装
B	9-24		スカウトクラブ会員の記章
C	9-25		隊旗
		9-25-1	ビーバー隊旗
		9-25-2	カブ隊旗
		9-25-3	ボーイ隊旗
		9-25-4	ベンチャー隊旗
		9-25-5	ローバー隊旗
		9-25-6	経過規定
	9-26		県連盟旗
		9-26-1	県連旗
	9-27※		日本連盟旗

Aー音楽隊等の服装

Bースカウトクラブ会員の記章

Cー隊旗及び県連盟旗と日本連盟旗

改正規程

区分	本則	施行細則	条文
制服	9-1※		制服の原則
	9-2※		制服の着用
	9-3※		制服の頒布
正装	9-4		スカウト・指導者の正装
		9-4-1	正装の着用基準
礼装	9-5		礼装
		9-5-1	礼装の着用基準
記章及び標章	9-6※		記章及び標章の原則
	9-7※		記章及び標章の着用
	9-8※		記章及び標章の頒布
	9-9		装着
		9-9-1	記章、標章の着用基準
		9-9-2	ビーバースカウトの記章
		9-9-3	カブスカウトの記章
		9-9-4	ボーイスカウトの記章
		9-9-5	ベンチャースカウトの記章
		9-9-6	ローバースカウトの記章
		9-9-7	進歩・進級記章
		9-9-8	スカウト顕彰の記章
		9-9-9	指導者の記章
		9-9-10	ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ
		9-9-11	標章
	9-10		記念章及び参加章
	9-11		年功章
	9-12		世界スカウト記章
	9-13		外国スカウト記章及び表彰
	9-14		派遣員章
その他	9-15		国際行事代表団・音楽隊等の服装
	9-16		スカウトクラブ会員の記章
	9-17		隊旗
		9-17-1	ビーバー隊旗
		9-17-2	カブ隊旗
		9-17-3	ボーイ隊旗
		9-17-4	ベンチャー隊旗
		9-17-5	ローバー隊旗
		9-17-6	経過規定
	9-18		県連盟旗
		9-18-1	県連旗
	9-19		日本連盟旗

	制服
	正装
	礼装
	記章及び標章(本則)
	記章及び標章(施行細則)
	その他

制 服

制服の原則 9-1	制服は、本連盟が制定し、加盟員によって、その名誉は保たれる。 ②加盟員は、制服を着用する。 ③制服とは、正装及び礼装を総称する。 ④制服の制定又は変更は、所定の手続を経て行う。
制服の着用 9-2※ 施行細則 9-2-1参照	制服には、定められた記章及び標章を付ける。 ②制服の着用に関することは、別に定める。 ③制服は、次の場合には着用してはならない。 (1) 商業的な販売及び契約の場合（ただし、スカウトとしての催し物及びスカウト行事に付随する販売は除く）。 (2) 政治的な会合又は活動に加わる場合。 (3) 理事会の承認を受けない商業活動等に用いる場合。
制服の頒布 9-3※	本連盟は、加盟員の制服を頒布する。 ②本連盟は、加盟員の制服を頒布する者を一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズとする。 ③本連盟は、その他必要があれば、制服を頒布する者を別途指定することができる。
スカウト・指導者の正装 9-4 施行細則 9-4-1 参照	スカウト・指導者の正装及び記章、標章の詳細は、別に定める。 ② 同一の隊では、できるだけ同型の服装をすることが望ましい。

礼 装

礼装 9-5 施行細則 9-5-1 参照	指導者は、別に定めるブレザーコートを礼装として着用することができる。ただし、従来の礼衣及びブレザーコートについては、当分の間、礼装として着用することができる。
-------------------------------	---

記章及び標章

記章及び標章の原則 9-6※	記章及び標章は、本連盟が制定し、加盟員によって、その名誉は保たれる。 ②記章及び標章の着用は、加盟員に限られる。 ③記章及び標章の制定又は変更は、所定の手続を経て行う。 ④スカウト記章の全部若しくは一部又は類似の様式を模造変造し、これを他の標章、印刷物等に使用する場合においては、加盟員又はその構成する組織であっても、本連盟の許可を受けなければならない。 ⑤スカウト章の標準寸法は、別に定めるスカウト章標準図のとおりとする。 ⑥「スカウト章（世界スカウト章を含む）の取扱いに関する取り決め」の詳細については、別に定める。
記章及び標章の着用 9-7※	記章及び標章は、正しく着用する。 ②スカウト及び指導者の、記章及び標章の着用については、別に定める。
記章及び標章の頒布 9-8※	本連盟は、加盟員の記章及び標章を頒布する。 ②本連盟は、加盟員の記章及び標章を頒布する者を、一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズとする。 ③本連盟は、その他必要があれば、記章及び標章を頒布する者を別途指定することができる。
装着 9-9 施行細則 9-9-1～10 参照	記章及び標章は、所属する組織及び任務に基づいて正しく着用しなければならない。 ②ボーイスカウトは進級記章を、ベンチャースカウトは進歩記章を2つ以上同時に着用することができない。 ③ローバースカウト及び指導者は、技能章を着用することができない。 ④ローバースカウトである指導者は、指導者としての制服、記章及び標章のほか、所属ローバー隊の標章を着用することができる。 ⑤記章及び標章の装着についての詳細は、別に定める。
記念章及び参加章 9-10	記念章、参加章、その他これらに類する標章を作製する場合は、あらかじめ、その使用目的、図柄、頒布、贈呈の対象、その他発行年月日について本連盟に申請し、許可を受けなければならない。 ②着用期限は、原則として発行の日から1か年以内とし、右ポケット中央に付ける。
年功章 9-11	加盟員は、それぞれの所属する組織の区分に従い、所定の年功章を着用することができる。ただし、年功章は加盟登録が、満1か年をもって1年とする。
世界スカウト記章 9-12	世界スカウト記章は、定められたものを制服の所定の位置に付ける。
外国スカウト記章及び標章 9-13	外国スカウト記章及び標章類は、特別に許可を受けたもの以外は、着用してはならない。 ②国、外国政府、世界スカウト機構、地域スカウト機構、外国スカウト連盟から公的に受領した勲章、褒章、有功記章については、別に定める「感謝・表彰規程」による。

派遣員章 9-14	本連盟の海外派遣員及び国内で開催される国際行事への本連盟参加者の標章は、その都度本連盟が定める。ただし、着用期間は発行の日から1年間とする。
--------------	--

————— 国際行事代表团・音楽隊等の服装 —————

国際行事代表团・音楽隊等の服装 9-15	日本連盟が編成する代表团・派遣団の制服並びに記章及び標章の着用は、日本連盟コミッショナーの承認を受ければ着用規定によらないことができる。 ②ボーイスカウトの音楽隊、鼓隊等の制服並びに記章及び標章の着用は、事前に所属県連盟を経由して日本連盟コミッショナーの承認を受ければ、着用規定によらないことができる。
-------------------------	---

————— スカウトクラブ会員の記章 —————

スカウトクラブ会員の記章 9-16	スカウトクラブ会員の襟章、帽章、正装用の腕章、その他の記章については、指導者のものを準用する。 ②スカウトクラブ会員は、正装上着の左胸ポケットに、クラブが定めた胸章を着用することができる。
----------------------	--

————— 隊旗及び県連盟旗と日本連盟旗 —————

隊旗 9-17 施行細則 9-17-1参照	隊には、隊旗を定める。 ②隊旗には、所属団名、隊名等を記すとともに、図柄は別に定める。
県連盟旗 9-18 施行細則 9-18-1参照	県連盟は、県連盟旗を定める。 ②県連盟正旗は、旗の中央に図柄としてスカウト章を入れ、県連盟の文字を配する。 ③県連盟副旗の採用は、県連盟の定めるところによる。
日本連盟旗 9-19※	本連盟正旗は、旗の中央部に図柄としてスカウト章を入れ、その上部にボーイスカウト日本連盟の文字を配するとともに、旗の周囲に房をつける。 ②本連盟副旗は、正旗とほぼ同様な様式、図柄及び寸法で地色を単色とし、旗の周囲に房をつけない。 ③副旗は、次の場合に用いる。 (1) 本連盟の名をもって行う海外派遣団の団旗として使用する場合。 (2) 本連盟の主催及び所在を表示するための掲揚旗として使用する場合。 (3) その他略式と認める場合。

以 上

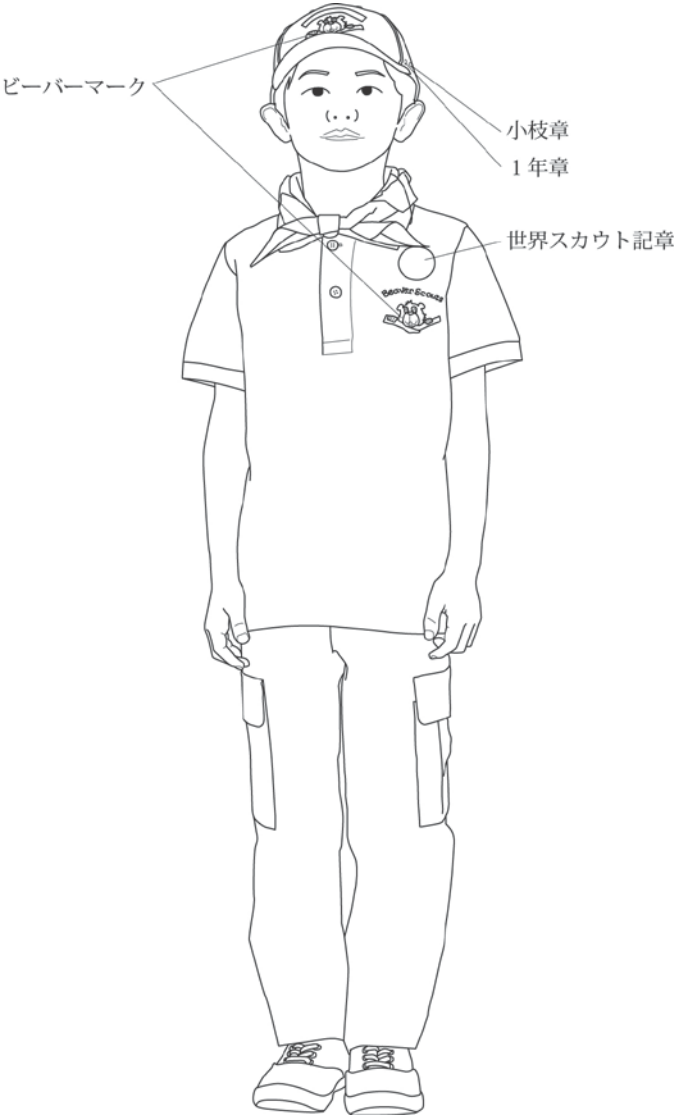
施行細則

第 9 章 制服及び旗 関連

制 服

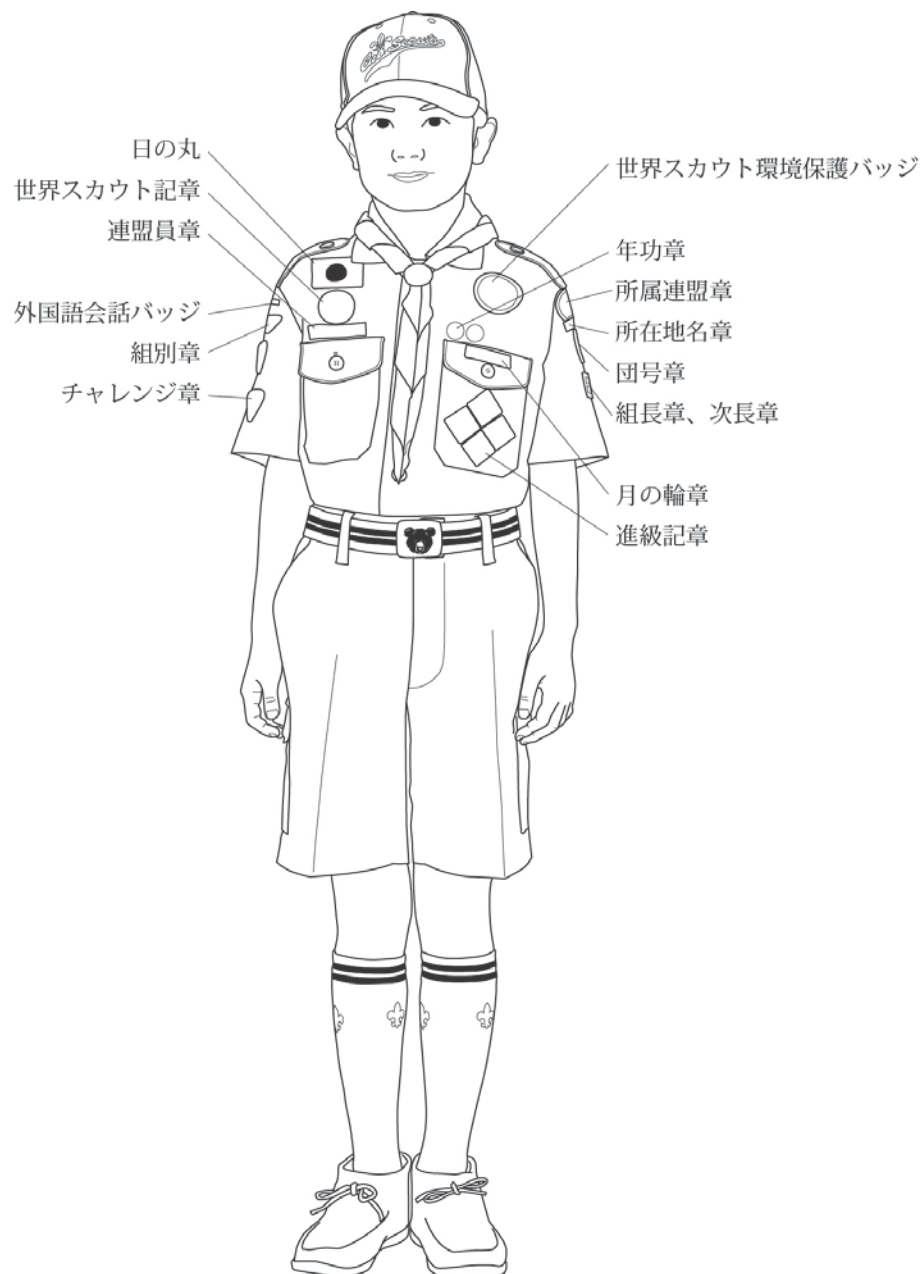
正装の着用
基準
9-4-1

ビーバースカウトの正装



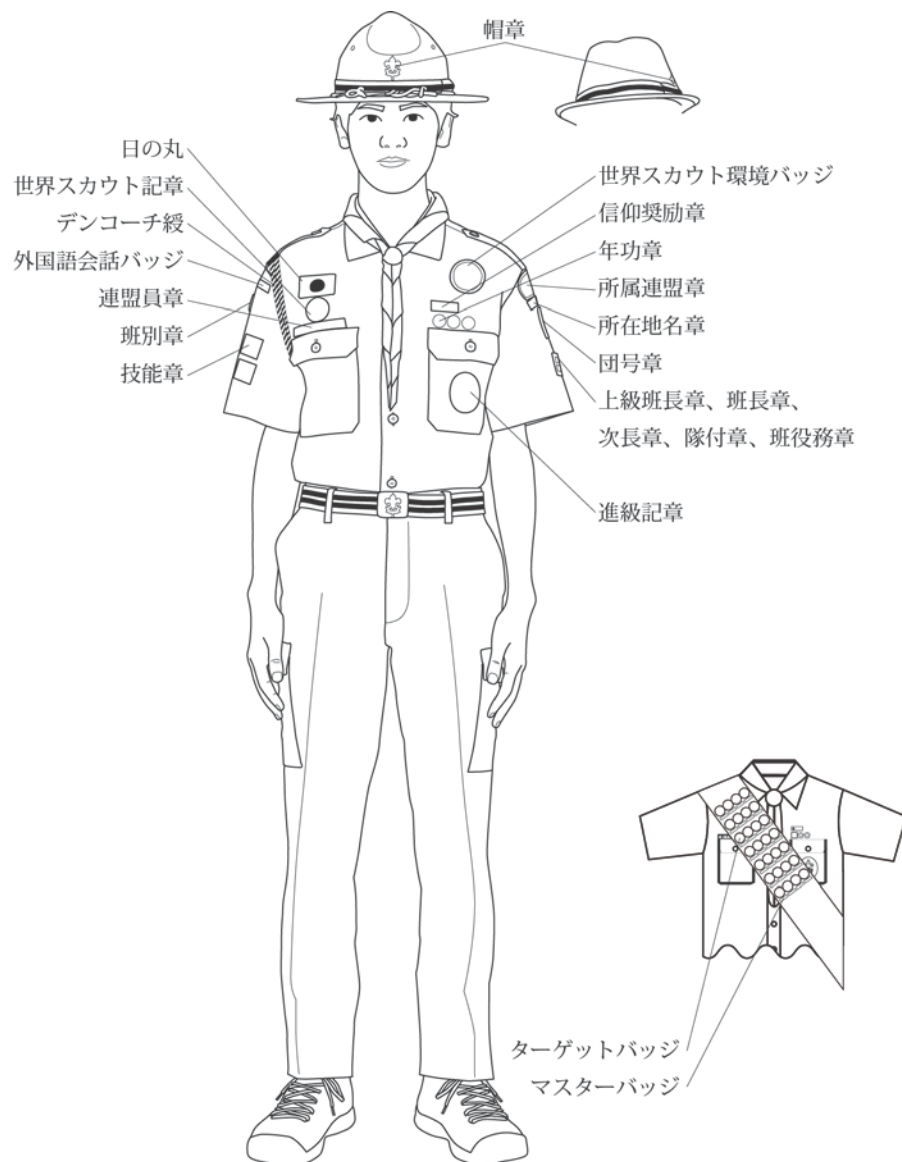
- ・制帽、ポロシャツ、トレーナー以外は任意のものを着用できる。
- ・ネッカチーフは隊で統一して定めたものを着用できる。

カブスカウトの正装



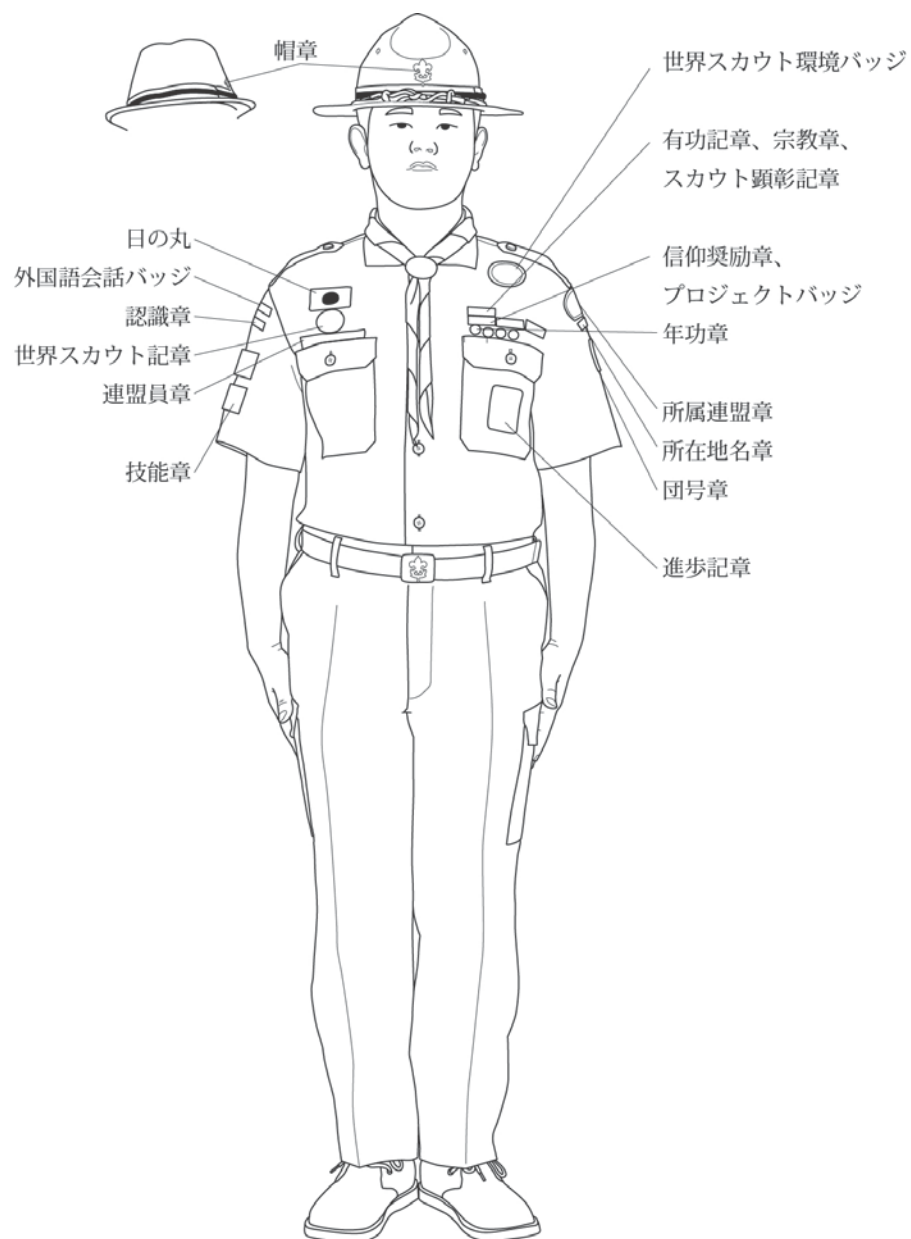
- ・上着は、長袖も着用することができる。
- ・ズボンは、半ズボンも着用することができ、半ズボン着用時の靴下は上着と同色のストッキングとする。
- ・ベルトは、紺色と黄色のストライプの布製で、カブバックル付きとする。
- ・ネッカチーフは、黄色又は隊で統一して定めた色の三角形の布とする。

ボーイスカウトの正装



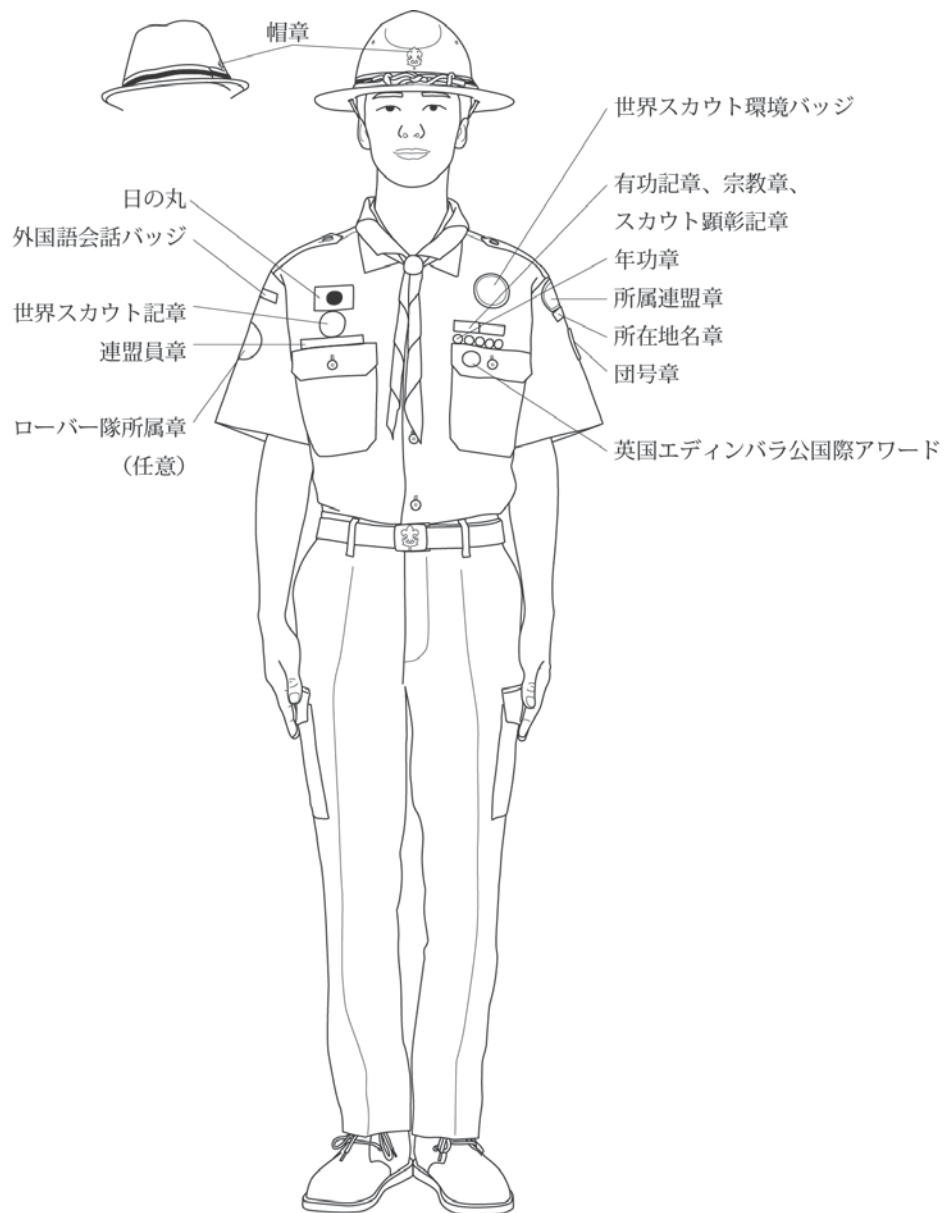
- ・上着は、長袖も着用することができる。
- ・ベルトは、紺色と緑色のストライプの布製で、バックル付きとする。
- ・ネッカチーフは、隊で統一して定めた色の三角形の布とする。
- ・制帽は、男子はハット、女子はハット又は中折れ帽を隊で統一して着用する。帯はいずれも紺色と緑色のストライプの布製とする。

ベンチャースカウトの正装



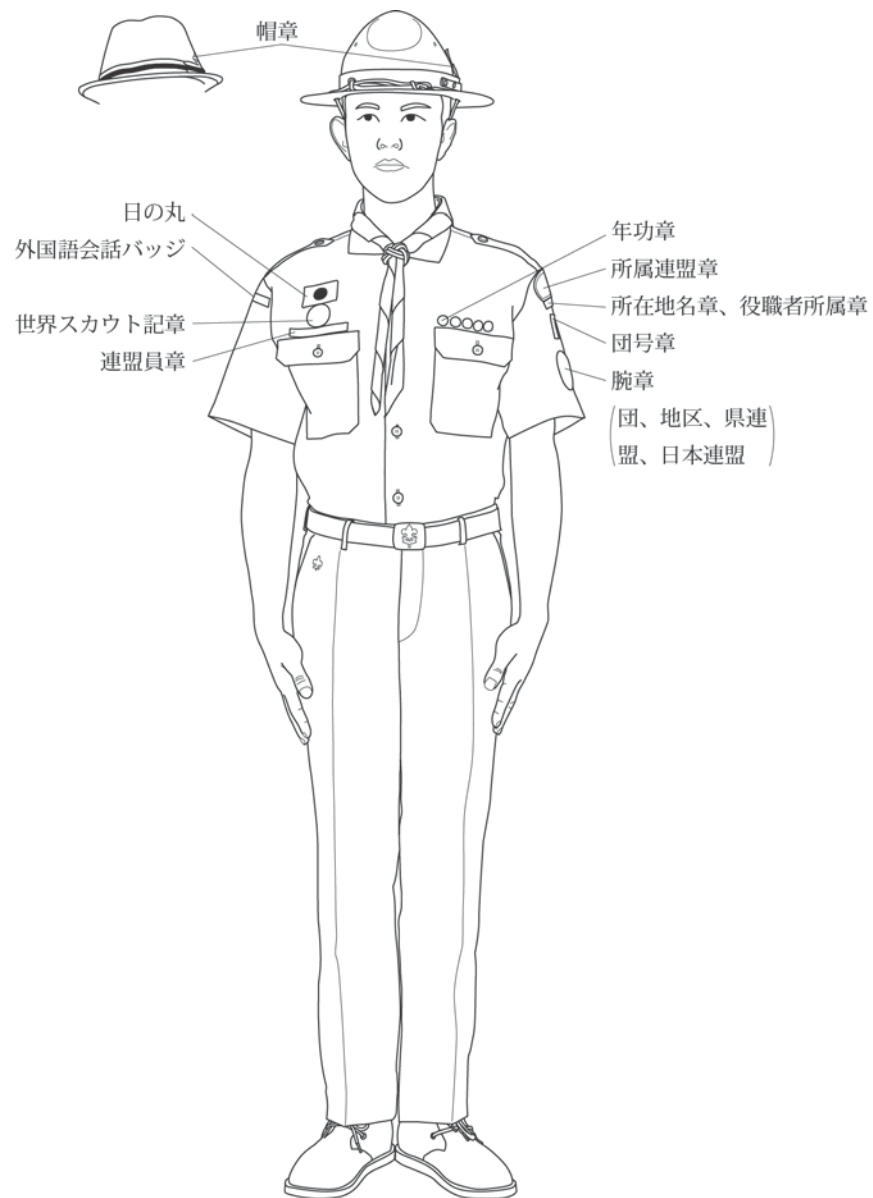
- ・ 上着は、ボーイスカウトと同じ。
- ・ ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ ベルトは、緑色の布製、又は革製で、バックル付きとする。
- ・ 制帽は、ボーイスカウトと同じ。

ローバースカウトの正装



- ・上着は、ボーイスカウトと同じ。
- ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。
- ・制帽は、ボーイスカウトと同じ。

指導者の正装



- ・上着は、ボーイスカウトと同じ。
- ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。
- ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。
- ・制帽は、男性はハット、女性はハット又は中折れ帽を隊で統一して着用する。ハットのベルトは革製とし、中折れ帽の帯は紺色と緑色のストライプの布製とする。

— 礼 装 —

礼装の着用
基準
9-5-1

礼装の着用基準
礼装



エンブレム



上着・・・・紺色、センターベント、3つボタン、袖ボタン4個

ズボン・・・・グレー

ワイシャツ・・白

ネクタイ・・・・紺地に5色のストライプとローブ模様を配し、左下端にスカウト章を入れる。



上着・・・・紺色、センターベント、3つボタン、袖ボタン4個

スカート・・・・グレー

ワイシャツ・・白

ネクタイ・・・・紺地に5色のストライプとローブ模様を配し、左下端にスカウト章を入れる。

———— 制服及び記章、標章の着用 ————

記章、標章の着用基準

9-9-1

制服及び記章、標章の着用については次の通りとする。

(記章、標章の着用基準)

(1) 帽章

ボーイ、ベンチャー
ローバースカウト



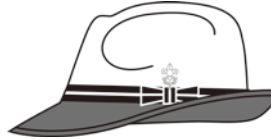
正面に帽章を付ける

指導者



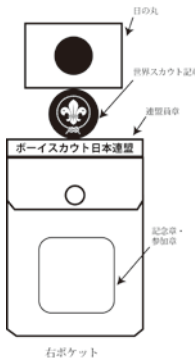
左横に帽章を付ける

ボーイ以上の女子スカウト
および女性指導者

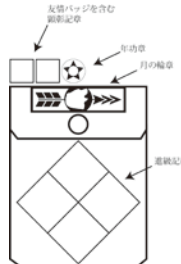


左横に帽章を付ける

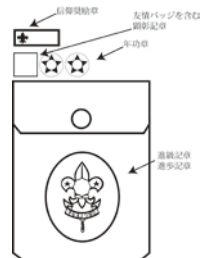
(2) 日の丸、連盟員章、記念章、(3) カブスカウトの進級記章と(4) ボーイスカウトの進級記章、参加章、世界スカウト記章 月の輪章と年功章 ベンチャースカウトの進歩記章、年功章



右ボケツ |

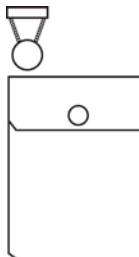


左ボケツ |



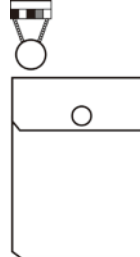
左ボケツ

(5) 有功記章



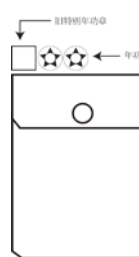
左ボケツ |

(6) 宗教章



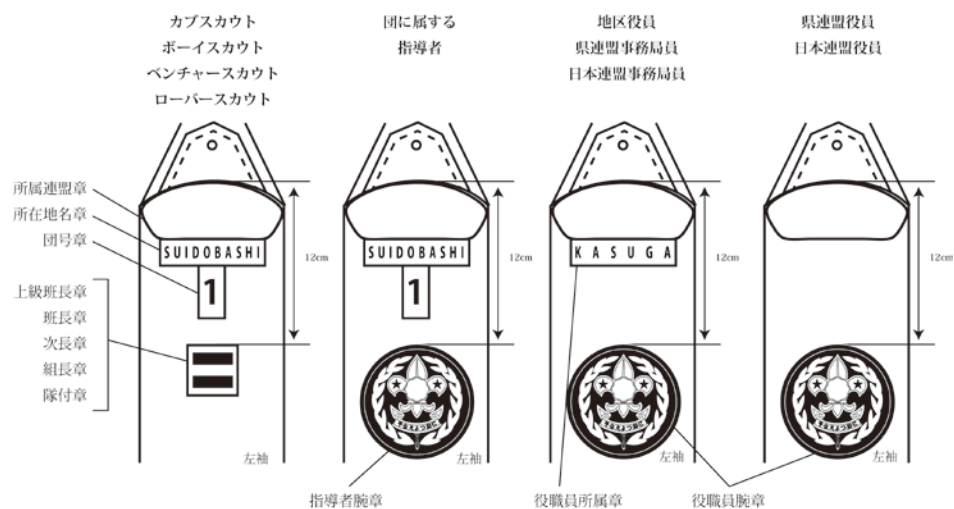
左ボケツ

(7) 旧特別年功章、年功章

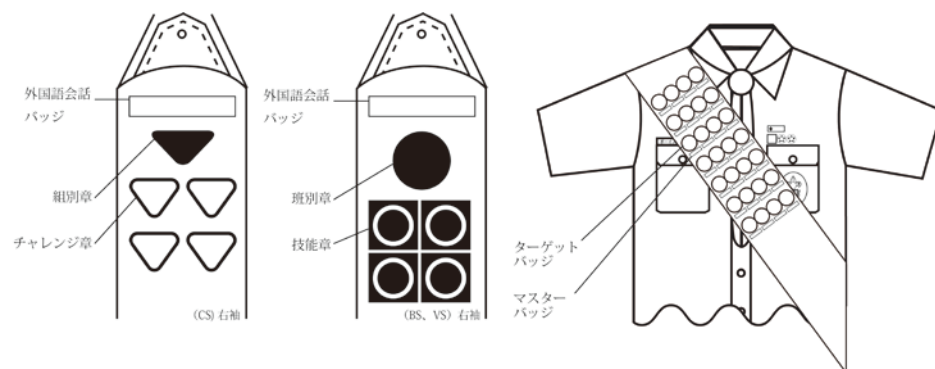


左ボケツ

(8) 所属連盟章・所在地名章・団号章・役職員所属章・事務局職員腕章・
上級班長章・班長章・次長章・組長章・隊付章・指導者腕章



(9) 班別章・組別章・チャレンジ章・ターゲットバッジ・マスターバッジ・技能章



(10) デンコーチ綬



(11) 指導者の襟章



(12) 有功記章

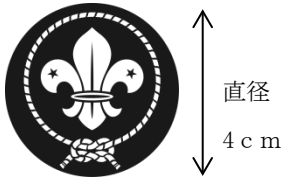


(13) ウッドバッジ



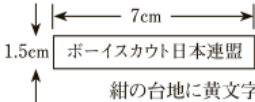
ビーバースカウトの記章 9-9-2

ビーバースカウトの記章は次のとおりである。

区 分	様式・図柄	着用部位その他
(1) ビーバー マーク	 4cm×7cm 茶色のビーバー（刺繍製）	制帽の正面および制服の左胸に縫いつける。
(2) 世界 スカウト 記章	 直径 4 c m 紫色	上着・左胸部に着ける。
(3) 木の葉章	 葉の色は5色 （課目ごとに色別シール製）	ビーバーノートに貼り付ける。
(4) 小枝章	 茶色刺しゅう製 （アイロンプリント）	帽子の左横に着用する。
(5) 年功章	 1 年章 布製（アイロンプリント）	帽子の左横に着用する。
	 金属製（地色金色） 1 年章 2 年章 年内の色は、1 年章緑色、2 年茶色、 台座は水色で表わす。	カブ隊へ上進以降は金属製の年功章を着用する。

カブスカウトの記章 9-9-3

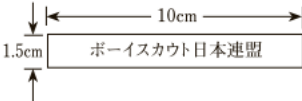
カブスカウトの記章は次のとおりである。

区 分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) りす バッジ	 枠は白、りすの図柄は黄色	3 × 3cm	赤色	りすの道履修後に、左胸ポケット中央部につける。
(2) 進級記章	別表 (9-6-2) に示す			
(3) チャレンジ章	 (図は読書家)	3.5× 5cm	黄色	6 課目までは、組別章の下につける。ただし、5 課目以上の場合は、タスキに着用できる。この場合は、右肩から左脇下にかける。
(4) 月の輪章	 矢とふちどりは金色	1.5 × 5.5cm	黒色	左ポケットのふたの中央部につける。
(5) 組長章	 黄色横線 2 本	3×4cm	濃紺色	左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、この章の上縁としてつける。
(6) 次長章	 黄色横線 1 本			
(7) 年功章	 星章の円内に、年数の文字を表わす。円の色は 1 年章緑色、2 年章茶色、3 年章空色。台座一黄色。		1 年章 金色 2 年章 金色 3 年章 銀色	
(8) 世界スカウト 記章	 直径 4 c m		紫色	
(9) 連盟員章	 1.5cm 7cm ボーイスカウト日本連盟 紺の台地に黄文字		上着の右ポケット上部の中央に接して縫いつける。	
(10) 日の丸	 4 × 6 cm		世界スカウト記章の中央上部に接して縫いつける。	

ボーイスカウトの記章 9-9-4

ボーイスカウトの記章は次のとおりである。

区 分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 スカウト章	4×2.5cm	金色	ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。
(2) 進級記章	別表(9-7-2)に示す。			
(3) ボーイスカウトバッジ		6×5cm	黄色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(4) ターゲットバッジ	 (図は救護)	直径 3cmの 円形		タスキに着用する。 マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは
(5) マスターバッジ		1×3cm	黒色	右肩から左脇下にかける。
(6) 技能章	 (図は野営章)	4×4cmの正方形内に、 直径3.5cmの円形	えんじ色	9課目までは、班別章の下につける。 ただし7課目以上の場合、タスキに着用できる。この場合は右肩から左脇下にかける。
(7) 上級 班長章	 緑色、横線2本半に 金色スカウト章をつける。	4×4cm	ボーイスカウト 制服の地色と同じ。	左 肩 袖 付 より 12cmを標準とし、 この章の上縁としてつける。
(8) 班長章	 緑色横線 2本			
(9) 次長章	 緑色横線 1本			
(10) 班任務章	 (図は備品)			
(11) 隊付章	 円形の枠取りは白色、中央 に金色スカウト章をつける。	直径 4cmの 円形	緑色	
(12) 年功章	 1年章、2年章、3年章はカブスカウトと同じ。4年章、星章の円内の数字は4。 円の色は紺色。台座—緑色。		1年章、2年章、3年章はカブスカウトと同じ。4年章、金色。	左胸ポケットの上縁に接してつける。

(13) 襟略章	 スカウト章のうち、花卉と鏡の部分(金色)	1.2× 1.2cm	金色	制服以外の服装の左襟につける。
(14) 世界スカウト 記章	カブスカウトと同じ			
(15) 連盟員章	 10cm 1.5cm ボーイスカウト日本連盟 緑色の台地に白文字			上着の右ポケット上部の中央に接して縫いつける。
(16) 日の丸	カブスカウトと同じ。			

ベンチャースカウトの記章 9-9-5

ベンチャースカウトの記章は次のとおりである。

区 分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 スカウト章	4×2.5cm	銀色	ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。
(2) 認識章		2×7cm	クリーム色	上着右袖上部に付ける。
(3) 進歩記章	別表(9-7-2)に示す。			
(4) ベンチャーバ ッジ		6×5cm	クリーム色	上着の左ポケット中央部に正しくつける。
(5) 技能章	 (図は野営章)	4×4cmの正 方形内に、 直径3.5cm の円形	えんじ色	9課目までは、VS認識章の下につける。ただし7課目以上の場合は、タスキに着用できる。この場合は右肩から左脇下にかける。
(6) プロジェクト アワード	 (図は体力づくり・スポーツ)	1.5×4cm		上着左胸、年功章の上部につける。
(7) 議長章	検討中			
(8) 運営スタッフ章	検討中			
(9) 年功章	1年章、2年章、3年章、4年章はボーイスカウトと同じ。5年章、星章の円内の数字は5。円の色はえんじ色。台座—紺色。	1年章、2年章、3年章、4年章はボーイスカウトと同じ。5年章、金色。	1年章、2年章、3年章、4年章はボーイスカウトと同じ。5年章、金色。	左胸ポケットの上縁に接してつける。

(10) 襟略章	ボーイスカウトと同じ。
(11) 世界スカウト 記章	カブスカウトと同じ。
(12) 連盟員章	ボーイスカウトと同じ。
(13) 日の丸	カブスカウトと同じ。

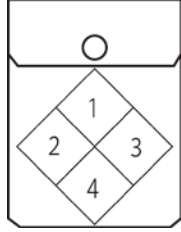
ローバースカウトの記章 9-9-6

ローバースカウトの記章は次のとおりである。

区 分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	 一重目ロープつきスカウト章	3.3×3cm	金色	ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。
(2) 年功章	ベンチャースカウトと同じ。 台座一赤色。		ベンチャースカウトと同じ。	左胸ポケットの上縁に接してつける。 在籍年数が5か年を越える場合は、5年章と越える年数分の年功章の2つを着用することができる。
(3) 襟略章	ボーイスカウトと同じ。			
(4) 世界スカウト 記章	カブスカウトと同じ。			
(5) 連盟員章	ボーイスカウトと同じ。			
(6) 英国エディンバラ 公国際アワード		2×2.5cm	取得レベルにより、 金色、銀色、銅色	左ポケットのフラップの制服中心部に取得レベルの高いものを1つつける。
(7) 日の丸	カブスカウトと同じ。			

進歩・進級記章 9-9-7

進歩・進級記章は次の通りとする。

区 分		様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他
カブスカウトの進級記章	うさぎ	 梓及び、うさぎの 図柄は、白色	3×3cm	赤色	左ポケット中央部に、該当学年に修得した記章を全て着用する。  1. りす 2. うさぎ 3. しか 4. くま
	しか	 梓は白色、しかの 図柄は、黄色			
	くま	 梓は白色、くまの図柄は濃紺色。耳、目、鼻、口部は色スキ			
ボーイスカウトの進級記章	初級スカウト		6×5cm	緑色	上着の左ポケット中央部に、正しくつける。
	2級スカウト			青色	
	1級スカウト			赤色	
	菊スカウト			紺色	
ベンチャースカウトの進歩記章	ベンチャー章		6.4× 5.2cm	クリーム色	
	隼スカウト章			緑色	
	富士スカウト章			えんじ色	

スカウト顕彰の記章 9-9-8

菊スカウト及び富士スカウトであった者は、当該顕彰をスカウトとして在籍期間、着用することができる。

②スカウト顕彰の記章は、次のとおりとする。

区 分		様式	寸法 地色	着用部位その他
スカウト 顕彰	菊	 縦 1.5 cm × 横 4cm	紺色	左胸ポケット上方に着用する。 このスカウト顕彰菊及び富士は、都道府県連盟より授与する。
	富士	 縦 1.5 cm × 横 4cm	えんじ色	

指導者の記章 9-9-9

指導者の記章は次のとおりとする。

区 分		様式	寸法	地色	着用部位その他
(1) 帽章	団委員長・副団委員長・ 隊長・副長・ コミッショナー	円形桜葉つき スカウト章に羽 根をつける。  羽根の色 団委員長 } 白 隊長…緑 副団委員長 } 副長…赤 コミッショナー ……………紫		金色	ハットの左横に付ける。 中折れ帽は左横に付ける。
	団委員・地区・ 県連盟及び日本連盟 役員・スカウトクラブ 会員	 円形桜葉つきスカウト章			
	副長補・デンリダー ・デンコーチ・イン ストラクター	 一重目ロープつきスカウト章			
(2) 腕章	団に所属する指 導者(補)	 白色で桜葉円形のふちをとり、中央に金色スカウト章をおさめる。(スカウトクラブ会員の腕章は、緑色の桜葉とする。)	直径 6cm 円形	緑色	制服左肩袖付より 12cm を標準とし、この章の上縁を接してつける。プレザーコートその他にはつけない。
	地区 役員			紺色	
	県連盟 役員			青色	
	日本連盟 役員			えんじ色	
	スカウト クラブ会員			白色	
(3) 襟章	団に所属する 指導者(補)	 銀色ふちどり、中央に金色スカウト章をつける。	直径 2cm 以下の円形	緑色	礼装、背広の場合は、左襟につけることができる。
	地区 役員			紺色	
	県連盟 役員			青色	
	日本連盟 役員			えんじ色	
	スカウト クラブ会員			白色	

(4) 胸章	①ビーバー 補助者	 緑は青色、茶色のビーバー	長方形 5.5×7.5cm	水色	私服の左胸部につける。
	②次に掲げるカブスカウト隊奉仕者 ア、デンリーダー イ、デンコーチ ウ、インストラクター	 白色のひし型に緑のふちどり。中央部に黄、赤、青、えんじ、緑の葉型紋様。中央にスカウト章初級部分(金色)をつける。	長方形 5.5×6.5cm ひし形 6.5×8.5cm	紫色の長方形に、白黒のロープ状ふちどり。	私服の左胸ポケットあるいは左胸中央部に黄色の葉を上位にして正しくつける。ただし、制服にはつけない。
(5) 年功章	1年章、2年章、3年章、4年章、5年章はベンチャースカウトと同じ。10年章、星章の円内の数字は10。円の色は白色。 台座一白色。		1年章から5年章はベンチャースカウトと同じ。 10年章、金色。		(1)左胸ポケットの上縁に接してつける。 (2)年功章を着用できる指導者は、隊長・副長・副長補、デンリーダー・デンコーチ(スカウトを除く)、インストラクターとする。 (3)スカウトの経歴を表す年功章を着用してもよい。
(6) 襟略章	 スカウト章のうち、花卉と鏡の部分(銀色)	1.2×1.2cm	銀色	背広等の左襟につける。	
(7) 世界スカウト記章	カブスカウトと同じ				
(8) 連盟員章	ボーイスカウトと同じ				
(9) 日の丸	カブスカウトと同じ				
(10) 維持会員章	①金属襟章	 ロープ・本結びの縁取り。中央にスカウト章上部・花卉と鏡部分	1.2×1 cm	銀色： 通常維持会員用 金色： 特別維持会員用	礼装・背広等の左襟につける。
	②布製略章	 中央にスカウト章上部を塗りつぶした図柄を丸く囲む6本の棒と台地の縁取り	1.6×4.0cm	濃緑色の台地に銀色：通常維持会員用 濃緑色の台地に金色：特別維持会員用	(1)制服左胸ポケットの上縁に接してつける (2)有功記章略章・特別年功章・指導者訓練修了章とともに着用する場合は下段右(最後部)につける。

事務局職員記章

事務局職員の記章は次のとおりとする。

区分	様式・図柄	寸法	色	
(1) 腕章		1 辺 5cm	日本連盟 地色：えんじ色 スカウト章：銀色 桜葉：金色	県連盟 地色：青色 スカウト章：銀色 桜 葉：金色
(2) 襟章		1 辺 1.8cm	日本連盟 地色：えんじ色 スカウト章：銀色	県連盟 地色：青色 スカウト章：銀色
(3) 帽章		金属製の円形桜葉つきスカウト章 色.....金色		

ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ 9-9-10

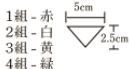
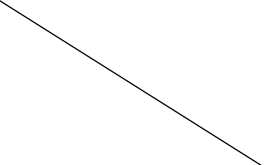
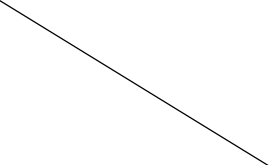
隊指導者基礎訓練課程のウッドバッジ研修所を履修した指導者は、ギルウェルウォッグルを、また隊指導者上級訓練課程を修了した指導者は、更にギルウェルスカーフとウッドバッジを制服に着用することができる。ただし、ギルウェルスカーフは、自隊と行動をとともにする場合は着用しない。

標章 9-9-11

スカウト及び指導者が正装に付ける標章は次のとおりとする。

(1) スカウト

カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウトの正装に付ける標章は次のとおりとする。

	カブスカウト	ボーイスカウト	ベンチャースカウト	ローバースカウト
(1) 所属連 盟章	たて 4.8cm、よこ 11cm の長台形意匠は 各県連盟で定める（図は一例）。 			
(2) 所在地 名章	カブは紺の台地に黄文字の所 在地名 	カブ以外はカーキ色の台地に緑 色文字の所在地名 2×8cm		
(3) 団号章	カブは紺の台地に黄文字の団 番号 	カブ以外はカーキ色の台地に緑 色文字の団番号 4×2cm		
(4) 組別章 班別章	1組 - 赤 2組 - 白 3組 - 黄 4組 - 緑 5組 - 青 6組 - えび茶 	 台地、図柄は自由		

(5) ローパー 隊の所属 章	ローパースカウトは、ローパー隊所属章（7cm×7cmの範囲で自由な形、色彩）を右袖、肩付部に着用することができる。	
(6) デンコー チ綬		 デンコーチの任務を行う場合は、デンコーチ綬（綬の輪の長さ60cm、肩章は濃紺色で周囲はふちどりの金色、綬は濃紺色と黄色のより合わせ）の肩章を右肩布の上に着用し、綬を脇下に廻す。

（２）指導者

	団に所属する指導者	地区役員	県連盟役員	日本連盟役員
(1) 所属連 盟章	県連盟 たて4.8cm、よこ11cmの長台形意匠は各所属連盟で定める（図は一例）。 			日本連盟 たて4.8cm、よこ11cmの長台形。
(2) 所在地 名章	※団に所属する指導者のみ カーキ色の台地に緑文字の所在地名 2cm×8cm 			
(3) 団号章	※団に所属する指導者のみ カーキ色の台地に緑文字の団番号 4cm×2cm 			
(4) 役職員所 属章	団に所属する指導者	地区役員	県連盟 事務局職員	日本連盟 事務局職員
		地区役員章 たて2cm、よこ8cmの長方形。 カーキ色の台地に紺文字の地区名。 	県連盟職員章 たて2cm、よこ8cmの長方形。 カーキ色の台地に紺文字の「県連盟事務局」（英字）。 	日本連盟職員章 たて2cm、よこ8cmの長方形。 カーキ色の台地に赤文字の「日本連盟事務局」（英字）。 

（３）スカウトクラブ会員

スカウトクラブ会員の標章は

団所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章、所在地名章、団号章を着用

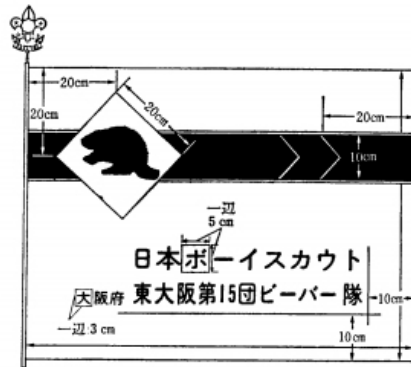
地区所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章、地区役員章

県所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章

その他

ビーバ ー隊旗 9-17-1

ビーバー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面：縦 65cm× 横 85cm

図 柄：茶ボーダー、ビーバーの図の標準寸法及び位置は図示のとおり。

地 色：水色

表示する文字：1-2-1に定める呼称例の隊名

(例) 日本ボーイスカウト

〇〇〇県〇〇〇第〇〇団ビーバー隊

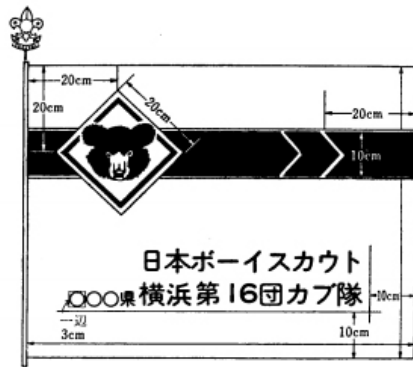
字の大きさ：県 名 縦 3cm× 横 3cm

その他 縦 5cm× 横 5cm

字の位置：図示のとおり。

カブ隊 旗 9-17-2

カブ隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面：縦 65cm× 横 85cm

図 柄：紺ボーダー、くまの図の標準寸法及び位置は図示のとおり。

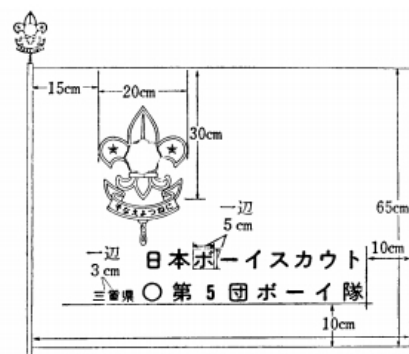
地 色：黄色

表示する文字及び大きさ：ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置：図示のとおり。

ボーイ
隊旗
9-17-3

ボーイ隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面：縦 65cm× 横 85cm

図 柄：図示のとおり。

地 色：隊色で1色または2色

ネッカチーフの色が、2色以上の場合は、竿頭部よりスカウト章を通り、流れの末端を結ぶ線によって2色に区分する。

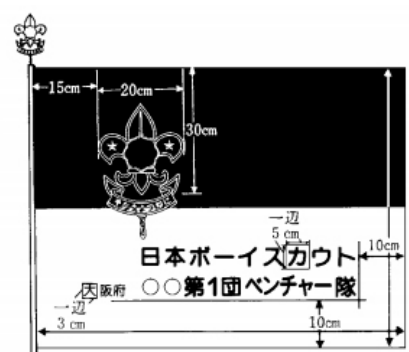
スカウト章：横 20cm を標準とし、金茶色をもって表わす。位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ：ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置：図示のとおり。

ベンチ
ャー隊
旗
9-17-4

ベンチャー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。



旗 面：縦 65cm× 横 85cm

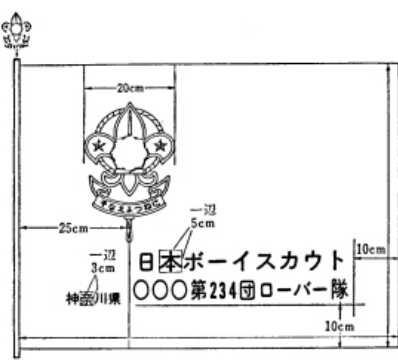
図 柄：図示のとおり。

地 色：上半分は隊色。ネッカチーフの色が、2色以上の場合はそのうち1色を選んで用いる。下半分は白色とする

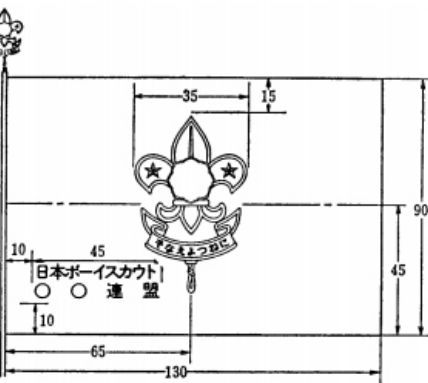
スカウト章：横 20cm を標準とし、銀色をもって表わし、「そなえよつねに」の文字は黒色で表わす。位置は図示のとおり。

表示する文字及び大きさ：ビーバー隊旗に準ずる。

字の位置：図示のとおり。

ローバー 隊旗 9-17-5	ローバー隊旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。  旗 面：縦 65cm× 横 85cm 図 柄：図示のとおり。 地 色：隊色、ネッカチーフの色が2色以上の場合は、そのうちの1色を選んで用いる。 一重目ロープつきスカウト章：横 20cmを標準とし、金茶色をもって表わす。位置は図示のとおり。 表示する文字及び大きさ：ビーバー隊旗に準ずる。 字の位置：図示のとおり。
----------------------	--

経過規 程 9-17-6	規程 9-17-2 ～ 9-17-5 中、従来より使用中のものは、そのまま使用できるものとする。
--------------------	---

県連盟 旗 9-17-7	県連盟旗の様式、図柄、色及び標準寸法は次のとおりとする。県連盟旗には副旗を設けることができる。  旗 面：縦 90cm× 横 130cm 図 柄：図示のとおり。 地 色：2色以上の場合は図示の通り旗面を上下に2等分する線によって2色に区分する。 スカウト章：横（2つの花卉部の星章の中心を通る。）35cmを標準とし、金茶色で表す。位置は図示のとおり。 表示する文字：日本ボーイスカウト〇〇連盟 字の大きさ：日本ボーイスカウト 縦5cm× 横4cm 〇〇連盟 縦横とも5cm ただし、県連盟の表示は、〇〇連盟、〇〇県連盟のいずれでもよい。 字の位置：図示のとおり。 正旗には周囲に房をつけてもよい。
--------------------	--